

## 審査申出書の記載の仕方

### 1 審査申出書の記載について

#### (1) 「審査申出人」の欄

ア 審査申出をすることができるのは、審査申出物件に係る固定資産税の納税者です。

イ 審査申出人が個人である場合は、その方の住所又は居所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。

ウ 審査申出人が法人である場合は、その法人の名称、代表者の氏名、主たる住所又は居所（本社、支店等）の所在及び電話番号を記入し、代表者印を押印してください。

なお、この場合には、必ず代表者の資格を証する書面を添付するとともに、「その他審査に関し必要な事項」の欄にその書面の名称を記入してください。

#### (2) 「代理人」の欄

ア この審査申出を代理人により行う場合には、その代理人の住所又は居所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。

なお、この場合には、必ず代理人であることを証する書面を添付するとともに、「その他審査に関し必要な事項」の欄にその書面の名称を記入してください。

イ この欄を記入した場合でも、審査申出人の欄は必ず記入してください。

#### (3) 「審査申出に関する事項」の欄

2により作成した申出明細書（土地、家屋、償却資産）の別に応じ、それぞれ該当する□にレ印をし、それぞれの申出枚数を記入してください。

#### (4) 「口頭で意見を述べることを求める場合は、その有無」の欄

いずれか該当する□にレ印を記入してください。

### 2 申出明細書の記載について

(1) 申出明細書には、土地、家屋及び償却資産の3種類のものがありますので、審査申出をしようとする固定資産の別に応じて、それぞれ必要な事項を記入し、必ず審査申出書と併せて提出してください。

(2) これらの申出明細書の「審査申出物件」の欄には、審査申出をしようとする固定資産について、その課税台帳等に登録された事項に基づいて記入してください。

(3) 「審査申出の趣旨」の欄については、「台帳価格を△△△円に修正することを求める。」と審査申出により求めようとする具体的結論を記入し、また、「審査申出の理由」の欄については、趣旨の欄で記入した結論を妥当とする理由又は根拠を明確かつ具体的に記入してください。

この欄で書ききれない場合は、別の用紙に記入し、審査申出書に添付してください。

(4) 審査申出の理由に関する証拠書類等がある場合は、その証拠書類等の提出をお願いします。

なお、証拠書類等を提出する場合は、審査申出書の「その他審査に関し必要な事項」の欄にその証拠書類等の名称を記入してください。

### 3 提出先等

この審査申出書は、正副2通を作成し、始良市総務部税務課又は始良市固定資産評価審査委員会事務局（市総務部行政管理課内）に提出してください。

提出後、記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその変更事項を文書により届け出てください。